

# 年金

だより

NENKINDAYORI

## 年金時効特例法ができました

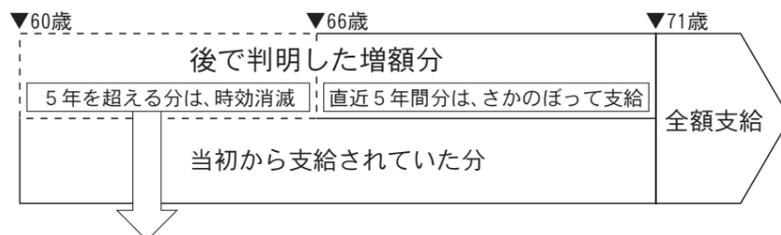
平成19年7月6日に「年金時効特例法」が成立しました。これにより、年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、本人または遺族の方へ全額が支払われることになりました。

### 〔具体例〕

#### 60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合

##### 今までの取り扱い

年金記録が訂正された結果、年金が増額になった場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限り支給されていました。



##### 今後の取り扱い

「年金時効特例法」の成立により、時効消滅のため受け取ることはできなかった分も、全期間さかのぼって支給されます。

### 対象となる方

#### 【既に年金記録が訂正されている方】

- ① 年金記録の訂正により年金が増えた方  
↓年金（老齢・障害・遺族）の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます。
- ② 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認されたに年金をお支払いすることとなった方  
↓年金（老齢・障害・遺族）の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます。

### 必要な手続

#### 【今後、年金記録が訂正される方】

記録の訂正の手続以外に特別の手続は必要ありません。年金記録の訂正に合わせて自動的に手続を行い、5年を経過した分の年金額もお支払いします。

#### 【既に年金記録が訂正されている年金受給者の方】

手続きに必要な書類が、社会保険庁より順次発送されますので、その書類を最寄りの社会保険事務所へ提出（または郵送）してください。

今すぐに手続きを希望される方は、社会保険事務所へお問い合わせください。

なお、社会保険事務所の窓口で手続きをされる場合は、基礎年金番号・年金コードが確認できる書類が必要となります。

※お手続きからお支払いまでの期間は、2〜3カ月程度です。お支払いの前に、審査結果・振込等のお知らせをいたします。

◆お問い合わせ先  
東北福島社会保険事務所  
年金給付課  
☎024-535-0145

# 国保

だより

KOKUHODAYORI

## 保険証の更新の時期です

現在、国民健康保険に加入している皆さんが使用している「保険証」は、有効期限が、9月30日で満了となります。新しい「保険証」を、9月末に郵送しますので、届きましたら、現在ご使用の「保険証」を市役所市民課、白沢総合支所、岩根出張所、白岩出張所へお返しください。

なお、「保険証」が届かなかったり、記載されている内容の誤りや不明な点がある場合は、市役所市民課国保年金係までお問い合わせください。 ※「保険証」は、1世帯に1枚の交付となります。（同じ世帯に退職被保険者や被保険者の方がいる場合はこの限りではありません。）

※長期旅行や、長期間遠方で仕事をする方のため（遠隔地）の「保険証」を別に交付しています。この（遠隔地）の「保険証」についても有効期間が満了しますので、市役所市民課国保年金係、白沢総合支所で更新の手続きが必要となります。（新・旧「保険証」と認印をお持ちください。）

●「保険証」が交付されたら記載事項に誤りがないか確認してください。

●「保険証」は必ず手元に保管してください。紛失した場合、そのままになっていると悪用されることがありますので、早めに市役所市民課国保年金係へ届け出てください。

●お医者さんにかかるときは必ず窓口で「保険証」を提示してください。（70歳以上の方は、「保険証」の他に「国民健康保険高齢受給者証」、老人医療受給者の方には「老人医療受給者証」・「健康手帳」が必要です）

●「保険証」の貸し借りはできません。（罰せられます）

●コピーしたものの、有効期限が切れたものは使えません。

●社会保険に加入した場合等国保を脱退する時は、すぐに届けて「保険証」を返却してください。

◆お問い合わせ先  
市民課 国保年金係  
☎内線126

## 保険税を必ず納めましょう

国民健康保険は皆さんが公平に保険税を納めていることで成り立っている制度です。あなたや家族の健康を守るためにも、保険税は必ず納めましょう。

### 保険税を納めずにいると？

特別な理由もなく保険税を滞納している場合には、納めている人との公平さを保つため、次のような措置がとられます。

#### ①督促をうけます。

→納期限を過ぎると督促が行われます。延滞金を徴収されます。

#### ②『短期被保険者証』が交付される場合があります。

→6カ月以内の短期間の保険証となり、期限が切れるごとに市役所窓口においていただきます。

#### ③『被保険者資格証明書』が交付されます。

→納期限から1年間経過しても滞納を続けていると交付されます。この場合、かかった医療費はいったん全額自己負担となります。

#### ④給付の制限

→保険給付の全部または一部が差し止められ、滞納している保険税にあてることがあります。

#### ⑤滞納処分

→預貯金、給与、電話加入権等の財産差し押さえをすることがあります。

☆保険税の支払いが困難な場合は、早めに市役所市民課国保年金係（内線126）、または税務課収納係（内線163）へご相談ください。

## 「保険証」を大切にしましょう

●「保険証」が交付されたら記載事項に誤りがないか確認してください。

●「保険証」は必ず手元に保管してください。紛失した場合、そのままになっていると悪用されることがありますので、早めに市役所市民課国保年金係へ届け出てください。

●お医者さんにかかるときは必ず窓口で「保険証」を提示してください。（70歳以上の方は、「保険証」の他に「国民健康保険高齢受給者証」、老人医療受給者の方には「老人医療受給者証」・「健康手帳」が必要です）

●「保険証」の貸し借りはできません。（罰せられます）

●コピーしたものの、有効期限が切れたものは使えません。

●社会保険に加入した場合等国保を脱退する時は、すぐに届けて「保険証」を返却してください。

◆お問い合わせ先  
市民課 国保年金係  
☎内線126

作業免許 あなたの **キャリアアップ** 応援します!!

技能講習

- フォークリフト運転
- 車両系建設機械(整地等)運転
- 小型移動式クレーン運転
- 玉掛け技能
- ローラー特別教育

☆厚生労働大臣指定教育訓練給付講座開始

大型自動車  
大型特殊自動車

福島労働局長登録教習機関

**本宮建機講習所**

〒969-1101 本宮市高木字舟場6-1 電話 0243-34-4110

◎建設教育訓練助成金制度もご利用ください

TOTO製石油給湯機点検のお願い

1995年8月～1999年6月製造のTOTO製石油給湯機（ボイラー）の一部の機種におきまして、給湯機部品の一部不具合により事故に至る可能性があります。対象製品で未だ点検がお済でない場合は点検（部品交換）を無料で実施させていただきます。ご愛用の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、まずはこの一報の程、よろしくご留意申し上げます。

●型式名・製造年月が下記に該当するものが対象製品となります。

型式名	製造年月
RPE32K00 RPH32K00	1995年（平成7年）8月
RPE40K00 RPH40K00	～1999年（平成11年）6月まで
RPE41K00 RPH41K00	※製造番号の頭4ケタが製造年月を表します

【お問い合わせ・ご連絡先】  
給湯機点検コールセンターフリーダイヤル（料金無料）0120-444-309  
受付時間：午前9時～午後5時30分

本宮市水道工事指定店会

- (南) 濱野和水道(33-2788) 本宮市本宮字塩田49番地2
- (南) 本宮設備(33-25992) 本宮市本宮字南町裡144番地1
- (南) タカトク設備(33-21883) 本宮市本宮字南町裡109番地
- オオナミ(33-1001) 本宮市高木字戸崎63番地3
- (南) 佐藤商会(33-5875) 本宮市仁井田字富士内1番地1
- (南) 光設工業所(33-1895) 本宮市青田字孫子2番地25
- (南) キング設備工業(33-1248) 本宮市青田字戸内122番地11
- (株) タカマツ(33-5242) 本宮市本宮字一ツ屋12番地7
- (株) 大敬工業所(48-3253) 大玉村玉井字中森3番地
- (株) 小山設備(33-3031) 本宮市本宮字仲町39番地
- (南) 須藤住機工業(34-5528) 本宮市本宮字小幡33番地1